

**介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス（独自）
重要事項説明書**

令和6年6月1日 現在

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野118
代表者（職名・氏名）	会長 林 耕平
設立年月日	平成17年10月3日
電話番号	0278-62-0081

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	みなかみ社協ヘルパーステーション	
サービスの種類	訪問型サービス（独自）	
事業所の所在地	〒379-1411 群馬県利根郡みなかみ町新巻301-1	
電話番号	0278-64-2366	
指定年月日・事業所番号	平成28年 3月 1日指定	1072700592
管理者の氏名	河合 英基	
通常の事業の実施地域	みなかみ町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問型サービス（独自）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

①身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
②生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	1月1日から3日を除く毎日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前7時から午後9時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
事業所長（管理者）	常勤 1人
サービス提供責任者	常勤 5人
訪問介護員	常勤 0人 非常勤 16人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	本多めぐみ 塩原 民 坂西幸子 木村千恵子 狩野みどり
--------------	--------------------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問型サービス（独自）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (独自)Ⅰ (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス (独自) (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス (独自)Ⅱ (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス (独自) (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス (独自)Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型 サービス(独自) (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へのサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連 携加算(Ⅰ) (1月につき) ※初回訪問介護を行 なった月以降3ヶ月 に限り算定	介護予防訪問リハビリテーション事業 所の理学療法士等からの助言を受ける ことができる体制を構築し、助言を受 けた上でサービス提供責任者が生活機 能の向上を目的とした介護予防訪問介 護計画を作成(変更)し、サービス提供 した場合。	1,000円	100円	200円	300円

生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき） ※初回訪問介護を行った月以降3ヶ月に限り算定	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合。	2,000円	200円	400円	600円
特別地域加算※	事業所が国の定める加算対象地域であることから算定。	所定の金額（基本料金＋各種加算）に15%を乗じた額			
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	介護職員の処遇改善に関して一定の改善基準を超えた場合に算定。	所定の金額（基本料金＋各種加算）に24.5%を乗じた額			

※ のついた加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

（2）自費サービス

自費をお支払いいただくことで介護予防プランに位置づけられた回数以上の利用を希望される場合、下記料金でご利用いただけます。ただし職員の配置状況によりご希望に添えない場合もあります。

自費利用料金 30分ごとに 1,000円

（3）支払い方法

上記（1）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヵ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）に、下記の口座にお振り込み下さい。（取扱手数料はご負担願います。） 利根郡信用金庫 新治支店 普通口座 0731234
郵便局口座からの自動振替	サービスを利用した月の翌月25日（祝休日の場合は直後の平日）にあなたが指定する郵便局口座より自動振替します。当該日に振替ができなかった場合、翌月の5日（祝休日の場合は直後の平日）に再振替します。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直後の平日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当の地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0278-64-2366 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1323
保険者	みなかみ町役場町民福祉課 介護保険担当課	所在地 利根郡みなかみ町後閑318番地 電話番号 0278-62-2111
	利用者の住所がみなかみ町以外の場合はご本人の住所地の保険者に申し立てることができます。	

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスをご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③他の家族の方に対するサービスの提供

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスが利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所又は担当の地域包括支援センター等の担当者へご連絡ください。

13. 虐待防止について

利用等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	管理者 河合 英基
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置

虐待防止対策委員会を設置（令和4年10月1日予定）し、定期的に委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 虐待防止のための研修会の実施

従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しております。

(5) 虐待防止のための通報の義務

サービス提供中に、当該事業所の従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居

人)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 緊急時等における対応方法

- (1) ご本人、家族からの緊急の連絡を受けられるようにしています。
- (2) 緊急時連絡先

①月～土曜日 (1月1日から 3日を除く)	8:30～17:30	電話番号 0278-64-2366
②上記以外	7:30～8:30 17:30～21:00	電話番号 090-8850-7991

15. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防御指まん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

16. ハラスメントについて

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取組、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者及び家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
 - ① 職員に対する身体的暴力
 - ② 職員に対する精神的暴力
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント

17. 身体拘束について

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、事業者及び介護者は利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、利用者のしんたいてき・精神的弊害を理解し、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体校則禁止のための措置を講じる。

18. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問介護事業所の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施するものとする。

- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地

事業者（法人名）社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会

代表者職・氏名 会長 林 耕平 印

説明者職・氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付と説明を受け、訪問型サービス（独自）提供開始及び個人情報について最小限の範囲内で使用することに同意しました。

ご用者住所 _____

お名前 _____ 印

（代理人）私は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者住所 _____

お名前 _____ 印

本人との続柄 _____

（家族代表）私は、利用者の家族の個人情報について最小限の範囲内で使用することに同意しました。

署名代行者住所 _____

お名前 _____ 印

本人との続柄 _____